

基準を定める条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○徳久研二議長　起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第11号「安芸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○徳久研二議長　起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第12号「安芸市国民健康保険条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○徳久研二議長　起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第13号「和解及び損害賠償の額の決定に関する件」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○徳久研二議長　起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第24号「令和5年度安芸市一般会計予算」から、議案第32号「令和5年度安芸市下水道事業会計予算」までの9件を一括議題といたします。

これより、これら9件に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○徳久研二議長　別に質疑もなければ、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっておりますこれら9件は、委員会への付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○徳久研二議長　御異議なしと認めます。よって、これら9件は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○徳久研二議長　別に討論もなければ討論を終結いたします。

これより、議案第24号「令和5年度安芸市一般会計予算」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○徳久研二議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第25号「令和5年度安芸市国民健康保険事業特別会計予算」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○徳久研二議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第26号「令和5年度安芸市元気バス事業特別会計予算」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○徳久研二議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第27号「令和5年度安芸市鉄道経営助成基金事業特別会計予算」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○徳久研二議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第28号「令和5年度安芸市介護保険事業特別会計予算」を採決いたします。

本件は原案のとおり決すること賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○徳久研二議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第29号「令和5年度安芸市住宅団地整備事業特別会計予算」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○徳久研二議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第30号「令和5年度安芸市後期高齢者医療事業特別会計予算」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○徳久研二議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第31号「令和5年度安芸市水道事業会計予算」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○徳久研二議長 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第32号「令和5年度安芸市下水道事業会計予算」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○徳久研二議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第33号「安芸市議会の個人情報の保護に関する条例」を議題といたします。

ただいま議題となっております本件について、提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、山下裕議員。

○山下 裕議会運営委員長 議案第33号「安芸市議会の個人情報の保護に関する条例」を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び安芸市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和5年3月20日

議会運営委員会委員長 山 下 裕

令和3年の個人情報の保護に関する法律の改正により、個人情報保護に関する3つの法と各地方公共団体の個人情報保護条例が、新たな個人情報の保護に関する法律として統合され、令和5年4月に施行されます。

新しい法では安芸市議会が対象外となるため、議会における個人情報の適正な取扱いに関して、必要な事項を定めるとともに、その保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護するために当該条例を制定するもので、議会運営委員会で協議し全委員の同意を得たので、議案を提出するものです。

御賛同いただきますようお願いいたします。

○徳久研二議長 お諮りいたします。ただいま議題となっております本件は、質疑、委員会付託及び討論を省略したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○徳久研二議長 御異議なしと認めます。よって、本件は、質疑、委員会付託及び討論を省略することに決しました。

これより、議案第33号「安芸市議会の個人情報の保護に関する条例」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○徳久研二議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第34号「安芸市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

ただいま議題となっております本件について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

○竹部文一副市長 提案をいたしました議案につきまして、提案理由を説明いたします。